

男女共同参画推進本部報告

内閣府男女共同参画局長 坂東 真理子

内閣府の男女共同参画局の坂東ですが、再びお時間をいただきまして、男女共同参画に関する最近の我々の取組、行政の進み具合についてお話をさせていただきます。皆様のお手元に、「男女共同参画に関する最近の動向」、あるいは「男女共同参画基本計画」、「21世紀はみんなが主役」。こういう資料が配布されているかと思います。この三つを使いながら、時々ちらちらと見ながら説明をさせていただきますが、詳しくは、また後でじっくり見ていただくということにいたしまして、ここではできるだけその中のエッセンスというか、我々がどういうことを考えてこの行政をやっているのかということを中心に、お話をさせていただこうかと思います。

この男女共同参画行政、こういう杉並のように大都市で女性たちがいろいろな社会のしがらみ、束縛、差別が少ない中で活躍しておられるような土地柄では、「今更なぜ男女共同参画か」という感覚をお持ちの方も多いのではないかと思うんですけれども、現実の日本全体を見ますと、まだ杉並ほどではないところが多い。1947年、日本国憲法は法の下での平等というのを保障しております。そして民法ですとか、教育基本法ですとか、法律の上では女性も男性も差別されることなしに、同じように人権を尊重される。教育も男性と同じように受けることもできるし、どんな職業にも就くことができるということになっている。法律の上ではかなりの部分、もう男女共同参画の枠組みはできています。しかし、現実の生活、暮らしの中では男尊女卑の残りと言いますか、まだ男性を中心にしているいろいろな社会の仕組みや制度が組み立てられているのではないかと。そして女性自身の中にも、男性自身の中にも固定的な役割分担の意識といいますか、自分たちの能力や個性を十分に発揮するのをためらうような雰囲気というのがあるのではないかと。

そこを少しずつ変えてくるための新しい取組というのが、昭和50年、1975年の国際婦人年をきっかけにして、再び盛り上がった。第一期が1947年の憲法改正としますと、二つ目のステップは昭和50年、1975年の国際婦人年です。女性たちがもっと実質的に世の中の動きにかかわっていかねばならないのではないかと。その枠組み、法律もさることながら、現実の社会でどうしたらもっと一人一人を大事に、男性だ女性だということを押し付けずに生きていくことができるのかということを考えようという取組が始まったのではないかと思います。

そしてまた、79年に女子差別撤廃条約という国際条約が、国連総会で採択されました。日本は、その次の年に署名はしたんですけれども、その差別撤廃条約という国際条約を批准するためには、国内の制度を整えなければいけない。それまでに、だいたい先程も申しましたように憲法を始め、ほとんどの法律は男女平等ということになっていますから、改めてその条約を批准するために新しい法律というのを作る必要があるところは少なかったんですけれども、職場における女性と男性に均等な機会を、結果じゃないですよ、結果ではなしに、機会を提供することを保障する法律がまだできていないということで、1985年に雇用機会均等法という法律ができて、この差別撤廃条約が批准されました。

そしてまた、1995年、北京会議等々がありまして、男女共同参画ということをもっと促進をしようという気運が高まりました。1999年には男女共同参画社会基本法、それが皆さんのお手元の先程申しましたリーフレットでございます。男女共同参画社会基本法の考え方について述べ



たものです。この法律ができて、そしてそれに基づいて2000年に、男女共同参画基本計画というものが策定されております。そして2001年、昨年(2000年)の1月に中央省庁が再編されて、それまでの1府22省庁の体制が、1府12省庁と変わった中で、男女共同参画会議というのが内閣府に設置されました。そして私たちの男女共同参画局というのも新たに誕生して、この基本法と基本計画と参画会議で、この男女共同参画を推進する体制が整ったということになっております。

その中でどういうことを今やっているのか。皆様ここにお集まりの方たちは、既にもう「耳たこ」かもしれないんですけども、もう一度繰り返させていただきますと、男女共同参画社会というのは、このリーフレットの向かって右の上、キーワード1というところにありますように、男女が社会の対等な構成員として、繰り返しますが、対等な構成員だということです。どっちが上で、どっちが下、どっちが主で、どちらが従ということはないに、どちらも社会の正会員なんだということです。そして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる。自分の意思で参画をするんだ。仕方がない、もう私は年だからとか、私は女だからだとか、外側のレッテルでなくて、自分の意思を大事にしていこうというのが民主社会の基本ですけども、この男女共同参画社会でも、その自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画をするということです。参加ではなくて、参画だということです。参画というのは、一番初めの企画の段階から物事を決定するまでずっとかかわっていく。誰かが決めてくれたこと、世の中のことは誰か偉い人、男性が決めること、私は関係ありませんというのではなしに、自分がちゃんとコミットしていく、かかわり合いになっていく。自分の意見を言う。その代わりに、決まったことには従う。責任も持つということなんですけれども、その参画をする機会が確保される。そして政治、経済、社会、文化、そういったあらゆる活動に参画して、利益を得ると共に、利益を享受するとともに責任を分担するんだ。

これは霞が関文章で、普通の日本語にすると分かりにくくなっておりますけれども、実はこれは94年に私がまだ婦人問題担当室長をしておりました時に、内閣法制局の参事官と3時間以上もお話ししながら、ああでもない、こうでもないと言って作り上げた。一つ一つの言葉に思い入れがあるんですけども、改めて男女共同参画社会の定義を見ますと、今の日本の社会はどうなんだろうか。本当にあらゆる分野における活動に参画する機会が、すべての女性たちに確保されているのだろうか。政治の場ではどうなんだろうか。経済の場ではどうなんだろうか。まだまだ均等な機会を享受しているというには、ほど遠いのではないかということが、これから後々御説明をいたしますけれども、そういう現象が多数あります。

政治の面では、先程は杉並区区議会では議長さんも女性ということで、女性の議員さんの割合が28%ということでしたけれども、国政レベルですと衆議院で7.3%、参議院で15.4%。それも比例区では高いんですけども、選挙区で選ばれる人は3%とか5%とかといったような状況です。それから、また町村へ行きますと、実に半分以上の町村で女性議員がゼロです。全くいらっしゃいません。これが日本の状況です。

それから経済的な分野。均等法等々の後、女性たちがいろいろな分野に出ているはずですけども、たくさん(の)女子学生が「君たちは社会では期待されていないんだ。うちの会社は君たちを要らないよ」という態度に涙を飲んでおります。そして、私どもで今年白書の時に、民間の給与実態調査で比べてみますと、年収が300万円以下という女性が63%です。約3分の2の女性が、年収300万円以下です。男性で300万円以下という方は、16%しかいらっしゃいません。逆に、700万円以上の方というのは、女性では3%しかいらっしゃいませんが、男性では24%いらっしゃるというふうな、かなり経済的な報酬は違うなどと言える。

例えば、管理職に就いている女性。国勢調査でみますと、管理職のうち女性の占める割合が

9.1%。だいぶ高まってはきているんですけども、昔に比べたら多くはなっているんですけども、世界の他の国と比べてみますと、例えばアメリカでは、2年前の数字で46%。最近では、もう50%に達しているという話もあります。管理職のうち半分近くが女性である。あるいは、ヨーロッパの国々ですと、約3分の1。ノルウェーなんかは4割にしよう。クウォータ制を導入するなんていうようなことを言っております。そういう国々に比べますと、管理的な仕事に就いている女性の割合は、日本はまだまだ少ない。例えば我々の国家公務員でも、管理職に就いている人のうち、女性の占める割合は1.3%といったような状況で、まだまだだなどと思います。

文化的な面を見ますと、例えば芥川賞だ、直木賞だ、あるいは芸術家の方たちの活躍を見ると、むしろ女性の方が華やかに活躍しているんじゃないと言われるかもしれません。一方では男性たちの中では、そういった文化的な活動をする。あるいは、ボランティアのような社会的な活動をするという面で、あまりにも参画が少なすぎるといったようなことがある。

そういったようなことで、男性も女性も、あらゆる分野の活動に参画ができるというためには、これからまだまだやらなければならないことが多いのではないかと。こういった認識の下に、我々男女共同参画局、あるいは参画会議でいろいろな仕事をしております。

それで、皆様のお手元の最近の動向の資料を見ていただければと思います。この男女共同参画会議というのは、内閣府に置かれております経済財政諮問会議などと並びまして、4大会議と言われております。議長が内閣官房長官。内閣官房長官が男女共同参画担当大臣です。昨日、実はアフガニスタンの女性問題担当大臣がお見えになった時も、福田官房長官が男女共同参画担当大臣として表敬を受けられて、20分の予定が40分になりました。男女共同参画担当大臣である官房長官が議長を務めて、省庁の長である閣僚が議員。そしてまた、有識者議員というのが12名。ですから、12名足す12名で24名の方で構成をされております。そして、その下に、皆様のお手元の資料ですと2ページのところになりますけれども、基本問題専門調査会、女性に対する暴力に関する専門調査会、苦情処理・監視専門調査会、影響調査専門調査会、そして昨年活動いたしました仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会。こういう専門調査会が置かれて、それぞれ課題に取り組んでおります。

この仕事と子育ての両立支援というの、昨年私どもの局がスタートしてすぐに取り組んだ課題なんですけれども、先程も申しましたように、日本の女性たちがなかなか経済的な力が持っていない。なかなか管理的な職業に就けないでいる理由の一つは、仕事と子育ての両立が難しいところにあるのではないかと。そして、これが結果的には少子化をもたらしている。どうしたら女性たちが仕事をしながらちゃんと子供を持てるような社会を作ることができるのかということを検討していただきました。

これが、3ページ以下のところに書いてございます。中でも、特に待機児童ゼロ作戦ということを出しました。絶対に保育所が足りない。特に1歳児、2歳児など、低年齢のお子さんたちを預かってくれる保育所が足りない。育児休業制度はやっと92年から行われているんですけども、育児休業制度が終わってから預けるところがなくて辞める。あるいは、延長保育をしてもらえない。そういったようなことで、仕事ができない人たちが多い。また、待機児童。保育所に入りたくて待っている子供たちが全国で、昨年で3万3000人いるというような状況を、どうしたらなくせることができるのか。数を増やさなければいけない。そのためには公立だけには限らないで、いま東京都で認証型というのが増えておりますけれども、それこそ地方分権で弾力的にその保育所の規制を緩やかにして、たくさんの子供たちが保育所、あるいは認証保育所に入れるようなかたちにやっていこうということで、平成16年度までに15万人増やすということを出しております。



その他、多様で良質な保育サービスとか、地域こぞって子育てとか、放課後児童対策、学童保育ですけれども、そういったようなことをしなければいけないというのを打ち出しているんですけれども、一番の大元は職場ではないか。仕事と子育てが両立できない一番最大の理由は、職場が今までは家庭のことを誰かがやってくれる人すなわち男性を中心に職場の働き方のルールが決まっていたんじゃないか。男性も女性も仕事と子育てが両立できるように、両立ライフへ職場改革ということが一番大事ではないかということです。両立ライフへ職場改革というのは、その3ページのところの一番上にあります。例えば、父親の産休5日間というようなことを、1の2のところに書いてありますけれども、実は去年こういうことを言った時には、父親が産休、誰が子供を産むんだなんていうようなことを言う人もいたんですけれども、今年厚生労働省が、改めてまた仕事と子育ての両立ではなくて、少子化対策。今日本の出生率がどんどん低下しております。今一生に一人の女性が産む子供が1.33というふうな数字が出ておまして、将来の高齢社会を誰が支えるのか。このままでは大変だということの本当の危機感が、厚生労働省で高まりまして、少子化対策を打ち出しました。

その中では、父親の産休5日間ですとか、育児休業、女性で育児休業を取得する目標を80%、男性10%などといったような数字を出すようになっております。今、まだ女性で育児休業を取れている人は57%です。男性では0.5%なんです。ということは、正規の社員ではない働き方をしている人たちが取りにくい。あるいは、正規で働いている方たちでも、今大変経済的な状況が悪い中で、皆が働く時間が長くなる。自分だけ休むわけにはいかないというようなことで、なかなか取れないような状況があるんですが、しっかり数値目標を挙げて定着しようということなんです。我々は仕事と子育ての両立という観点から提案していたんですけれども、少子化対策の中でも非常に強力に打ち出されております。要するに、どんどん日本の社会が子供を産めない社会になってきているというのは、男女共同参画が十分に根付いていないからではないか。職場で、社会で、皆が男性も女性も仕事、子育て、家庭、社会活動、文化活動に関われるような社会を作っていかなければならないんだということを、改めて認識しなければならないのではないかと。そういう点では、我々のこの仕事も、最初の仕事としてそれなりの意味があったのではないかなと思っております。

また、男女共同参画会議の専門調査会の中で、基本問題専門調査会というのがございます。そこでは、7ページを御覧ください。資料3です。女性のチャレンジ支援ということについて、検討をしております。今年の1月に男女共同参画会議、親会議を行いました時に、小泉総理から、女性たちがもっとチャレンジするような、チャレンジできるような方策を考えてくれということで、今検討が始まっているんですが、女性が元気になると男性も元気になると小泉さんはおっしゃったんです。しばしば日本の男性の中には、女性が元気になると元気がなくなる男性がいらっしゃるんですけれども、女性の元気が社会、男性の活気に結び付くということ、どうするかたちで進めていけばいいのかということで、いろいろ検討をさせていただいております。細かいことは、また後で読んでください。

今度10月の17日に中間報告をいたしますが、その際には経済面、特に職場で上へのチャレンジ、例えば管理職とか、そういったようなところに女性でも就けるような形で後押しをするにはどうすればいいのか。それから、横へのチャレンジ。今まで女性たちは、どうしても女性向きの仕事に押し込められていることが多かったんですけれども、今まで男性向きだとされていた仕事、女性には無理だと思われていた仕事にも、もっともっと進出してもらっていいんじゃないか。それこそ、今度のNHKの連続朝ドラは宇宙飛行士にチャレンジする女の子だそうです。どんどん、いろいろな分野にもっと女の子のチャレンジを広げていこう。そのためにはどうすればいい

か。例えば、理科系、技術系に、もっともっと女の子が進出するようにするにはどうすればいいだろうか。また起業、女の人たちが自分たちのアイデアでビジネスを広げる。今までビジネスになると思っていなかったような、家庭で女性たちがこなしていたような仕事でも、ちゃんとビジネスになるんだ。いろいろな新しい試みがあるんじゃないか。それを応援するにはどうすればいいか。

そして、もう一つ大事なのが再チャレンジ。日本は男の人たちにとっても、1回倒産すると再チャレンジが難しい社会だなんて言われておりますけれども、女性たちも今までは1回退職をすると、1回子育てのための家庭に入ると、その後はなかなか自分の能力を発揮できるような仕事に就くチャンスがない。これをなんとか再チャレンジができるようにする。年齢によって差別されないような社会にするにはどうすればいいだろうか。いろいろなアイデアが、今出ております。ぜひ、そういったようなことを社会に打ち出して、ガールズ・ビー・アンビシャス。ガールズではなくて、ウィメン・ビー、オア・おばさん・ビー、おばあさん・ビー・アンビシャスと女性たちがいろいろな分野に、もっともっとチャレンジするにはどうすればいいかということを、検討をしていただいております。

それから、女性に対する暴力に関する専門調査会。これは先程のごあいさつのところでもちょっと触れましたが、昨年成立いたしました配偶者暴力防止法を、本当に役に立つ法律、家庭の中で暴力の被害を受けている人たちを支えるためには、どうすればいいのか。今までの日本の社会では、家庭の中で暴力を振るわれていても夫婦げんか。その家庭の中には民事には不介入ということでそっとされている。プライベートなことだというふうに思われがちだったのですが、現実には命に危険があるような暴力を振るわれている人が、我々の調査では20人に一人。現にこの前も神奈川県で、実家に帰っていた妻を連れ回し、そしてその両親と子供を殺すなどといったような事件がありましたし、悲惨な事件がたくさん起こっています。事件にならないまでも、そういった事例がたくさんあるということが、最近むしろ顕在化してきております。

この4月から配偶者暴力相談支援センターが機能を始めているのですが、そこに寄せられている相談が8月末までで、5カ月間で1万4000。そしてそれに基づいて、それから警察に申し立てが行われて保護命令が出たのは770件となっております。それだけの相談がある。それだけの保護命令が下りておるということは、それだけ防止されているということではあると思うんですけども、まだまだ必ずしも認識が行き渡っているわけではないし、例えば、法律では昔の離婚した夫、あるいは恋人あたりは対象にしていらないのですが、そういった人たちも対象にすべきではないかとか、いろいろな意見が寄せられております。法律ができてから3年後には見直しをするということですので、そういったことも含めて、どうしたらもっと使いやすい法律になるのかというのを研究していただいておりますし、その家庭内暴力以外に、例えばセクシュアルハラスメントですとか、あるいは売買春なんかでも、トラフィッキングという人身売買で日本へ来ている女性たちの問題等々、女性に対する暴力について検討をしていただいております。

それから、11月には女性に対する暴力をなくす運動をするというのでシンボルマークを作ったり、あるいはシンポジウムをするといったようなことをしております。例えば、その資料5の2のところには、小さく皆さんのお手元にあると思いますが、女性に対する暴力根絶ということで、新たにシンボルマークを作っております。いろいろなところで、もう絶対暴力は許さないぞと言って、このシンボルマークの定着をさせたいというふうに考えております。

それから三つ目の専門調査会としては、苦情処理・監視の専門調査会というのがございます。苦情と言いますか、困りごと相談と言いますか、女性たちが施策についてこうして欲しい、こうだったらいいなあというふうな苦情を受け取る新しいシステムをどう作っていくか。例えば、北



欧辺りですとオンブズマンというふうな形で、そういう問題を発掘して解決するような役割の人が置かれているんですけども、日本の場合は、苦情処理を行政相談委員、あるいは人権侵害に関しては人権相談委員の方たちに活躍をしてもらおうということで、もっと研修をしっかりと。もっとお互いに連携を取り合えるようにするといったような仕組みを提言していただいて、やはり今度の10月の男女共同参画会議で決定をしていただくことにしております。きっとまた、市長さんたちのシンポジウムの中で、こうした困り事の相談等に取り組んでおられる事例の御紹介なんかがあるんじゃないかと思えます。窓口へ言っていけば、一つの窓口に言っていけば、それがどこに関わるんだということが、お互いにずっと連携をして答えが出てくるような形で、新しい仕組みを作りたいというふうに考えております。

それからまた、監視というのを毎年毎年やっていく。この基本計画が、先程申しましたように、2000年の12月にできております。基本的方向を11挙げまして具体的な施策を挙げておりますが、政府の計画というのは、美しい言葉で計画はできているんだけど、本当にちゃんとやっているの。きっと国民の皆様は心配、不安に思われるんじゃないかと思うんですが、この監視の専門調査会で本当にちゃんと各省庁が、役所が仕事をしているかどうかということをチェックするというようにしております。

それで、昨年度は審議会の女性の委員の登用。これは17年度までに30%という目標を掲げて取り組んでいるんですけども、各省庁によって、やっぱりでこぼこがあります。そうしたら、どうしたらうまくいくのかといったようなことについて、監視をする。それから、国家公務員の登用。これも基本計画の中で言っているのですが、先程申しましたように、まだ管理職1.3%という状況です。それで、各省庁は昨年12月までに、それぞれの省庁ごとに自分のところの女子公務員の採用、登用に関する計画を作りました。全部計画だけは作りました。それがどういう計画かというのを監視していただきました。非常に熱心に数値目標を上げて、いつまでにということを言っておられる役所もあれば、増やすように努力するものとする。最大限の努力をするといったような作文と言ったら怒られますが、抽象的な表現を掲げておられるところもあります。

そういったようなところを明らかにして、もっとしっかり取り組んでください、本当に責任を持って取り組んでくださいといったようなことを、この監視の専門調査会で言っていております。この他、仕事と子育ての両立支援、待機児童ゼロ作戦なんかも、本当に決定したことを、きちんとやっているかどうかということも監視していただきましたし、来年度は国際関係の取組についての監視と、そのジェンダー統計のような女性に関わる情報が十分に整備されているかどうかという点について、監視をしていただくという予定にしております。

それから、影響調査に関する専門調査会では、税とか社会保障、年金だとか健康保険です。社会保障制度、あるいは雇用システムが、ライフスタイルの選択に中立的かどうか。要するに、専業主婦、働く女性、どちらかが特別に優遇されている。こちらを選んだら得だけど、こちらを選んだら損だということがないかどうかというのを、学者的な立場から今検討をさせていただいております。理屈どおりにいくかどうか、政治的な感覚、あるいは国民の方たちのコンセンサスが得られるかどうかといったいろいろな課題はあるんですけども、できるだけニュートラルに、今研究をさせていただいております。

ここでも税、社会保障制度、年金の問題なんか、皆さんも大変関心があるだろうと思えますけれども、それもやっぱり一番根っこところは雇用なんです。例えば、スウェーデンなんかでも個人単位ということになっておりますけれども、生涯を通じた女性の賃金と男性の賃金の間に格差がある場合は、本当に単純に個人単位ということで割り切れないいろいろな工夫が行われております。日本においても、もし年金の問題についても中立的にとということだとしたら、その根っ

この雇用の部分をきちんと中立的にしなければいけないんじゃないかと思います。

すっかり我々の仕事をご説明しているうちに、時間がきてしまいました。細かいことにつきましては、またぜひこれを見ていただければと思います。そして、我々といたしましては、この男女共同参画行政というのは、21世紀型の行政だと思っております。20世紀型の行政は、その権限、許認可権に象徴されるような強い権限が与えられていて、たくさんの予算、補助金なんかを持っている。そして、全国の津々浦々まで公務員が張り付いている。働く人をたくさん抱えている。そういう行政が強い、影響力がある、いい仕事ができるというふうを考えられていたんですけども、21世紀においては、私はそうした予算だとか権限だとか定員よりは、いかに目標を提示するか。目標をクリアに、皆で分かるような目標を提示する。そして、それにかかわる情報、いい情報も悪い情報もオープンにする。情報を共有する。そして、中央政府の行政だけがやるのではなく、地方の自治体の方たち、あるいはNGOの方たち、一人一人の国民の方たちと共働ということが大事なのではないかなというふうに思っております。

そういう意味で、情報の共有というのは大変大事。そしてまた、地方のNGOの方たちとの共働というのも非常に大事で、我々そのための努力をしているのですが、例えば、もし皆様メモを取っていただけるならば、我々のホームページをメモしてください。www.cao.go.jp。このホームページに、こうした基本問題等々の専門調査会ですとか、男女共同参画会議ですとか、あるいは白書ですとか、報告書ですとかというのをできるだけ早くオープンにしております。ぜひ、アクセスをしてください。そしてまた、2週間に1回、メルマガを出しております。小泉総理のメルマガの200万人に比べたら、とてもとても少ない人しかまだ登録していただけていないんですけども、ぜひ皆さんも登録していただければと思います。

さらに、毎年1回年次報告書ということで、白書を出しております。それから、『共同参画21』という雑誌を1月おきに出すことにいたしました。そういったようなことで、皆さんと情報を共有して、共に目標に向かって働きたいと思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間を超過して、申し訳ありませんでした。ありがとうございました。